

有機農業推進総合対策事業実施要領

制定 3 農産第 3652 号
令和 4 年 4 月 1 日
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日
農林水産省農産局長通知

第 1 趣旨

有機農業推進総合対策事業の実施に当たっては、有機農業推進総合対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3651 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 目的

本事業は、有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援する。

第 3 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）第 4 条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機 JAS 認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物とする。

第 4 事業の内容

本事業は次の事業から構成されるものとし、各事業の内容、補助要件、成果目標の設定、審査基準は以下に定めるとおりとする。

1 有機農業指導活動促進事業

別紙Ⅰに定めるとおりとする。

2 有機農業新規参入者技術習得支援事業

別紙Ⅱに定めるとおりとする。

3 有機農産物安定供給体制構築事業

（1）オーガニック産地育成事業

別紙Ⅲに定めるとおりとする。

- (2) オーガニックビジネス拡大支援事業
別紙Ⅳに定めるとおりとする。
- (3) 産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業
別紙Ⅴに定めるとおりとする。
- (4) 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業
別紙Ⅵに定めるとおりとする。
- 4 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業
別紙Ⅶに定めるとおりとする。

第5 事業実施主体の要件

本事業を構成する事業の実施主体は、別紙ⅠからⅦまでに定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第6 補助対象経費

- 1 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。
事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、ほかの事業等と区別し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。
- 2 次の取組は補助対象とならない。
 - (1) 事業実施主体が自力若しくはほかの助成により実施し、又は既に実施を完了した取組
 - (2) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - (3) 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費
 - (4) 販売促進のための新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- 3 補助金の返還
農林水産省は、次に抱える事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのこ

とに正当な理由もなく、かつ、改善の見込みもないと認めるときには、補助金の一部の減額若しくは交付決定の取消し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

- (1) 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 事業成果の評価等の報告を怠った場合
- (3) 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

第7 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4第2項の規定に基づき事業実施計画を作成するものとする。

なお、事業実施計画に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの（内容の変更がないものに限る。）は、その添付を省略できるものとする。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の新設又は廃止

ウ 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増

エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減

2 事業の交付決定及び事業着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長又は地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとし、かつ、交付等要綱第6第1項の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

- (3) 農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決

定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の結果、成果等の事業実施状況に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までに別記様式第2号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 農産局長又は地方農政局長等は、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、自ら事業実施結果の評価を行い、その報告（以下「評価報告」という。）を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに別記様式第3号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は前項により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて遅滞なく点検・評価を行い、農産局長に報告するものとする。
- 3 農産局長は、第1項により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて、第2項により報告を受けた地方農政局長等の点検・評価結果と併せて、遅滞なく点検・評価を行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 農産局長は、前各項により提出を受けた評価報告の内容について、外部有識者及び関係部局で構成する検討会（以下「評価検討委員会」という。）を開催し、その評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たっては、評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ、事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 農産局長及び地方農政局長等は、評価結果について、別記様式第4号に取りまとめ、速やかに公表するものとする。
- 6 第4第3項（1）の事業にあつては、成果目標が達成されていないと判断される場合、農産局長又は地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- （1）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

7 農産局長又は地方農政局長等は、前項に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体に対し、再度評価報告を提出させるものとする。

8 地方農政局長等は、第6項により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

第10 推進指導

国は、本事業の効果的かつ効率的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第11 その他不正行為に対する措置

農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。